

美浜の会 ニュース

No. 95

2007. 12. 23

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページ URL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

六ヶ所再処理・本格運転の安全協定締結に反対

ラ・アークの鏡に映し出された将来の放射能汚染の姿を直視しよう 青森県のジレンマと責任に目を向け さまざまな行動を起こそう

六ヶ所再処理工場の本格運転が目論まれ、本年度中に実現させようとする強い意志が働いている。そのため、身勝手な理屈をつけたアクティブ試験のスケジュール変更までが行われている。プルサーマルや「もんじゅ」もそれと歩調を合わせるように推進されている。関電のプルサーマルも突如11月末に、性懲りもなく第4回目の浮上を凶ってきた。

他方、六ヶ所再処理を憂慮する人々は、映画「六ヶ所村ラブソディ」の上映とともに全国に広がっている。農産物や海産物の放射能汚染を心配する人々の真剣な声が全国のあちらこちらから聞こえてくるようになった。いまや、それら広範な意思は、六ヶ所再処理を実際にとめることを明確に目標とし、もてる力を集約し表現すべき段階にきている。

本格運転を開始するためには、日本原燃は青森県及び六ヶ所村と新たに安全協定を締結しなければならない。知事が安全協定に調印しなければ、本格運転に踏み切ることができない。知事は、他面では、県民の安全・生活を第一に守るべき立場にある。本格運転によって県民の生命と健康、生活が脅かされることが明確になれば、本格運転容認に関する知事の責任がクローズアップされ、厳しく問われるようになる。この知事のジレンマと責任に人々が目を向け行動すれば、知事に安全協定への調印を躊躇させ、本格運転をとめる現実的な可能性が浮上してくるに違いない。

その知事のジレンマと責任を明らかにするための具体的な手がかりは、アクティブ試験の過程や海外情報との比較から得られている。その手がかりは、「再処理とめよう！全国ネットワーク」の知事への12月18日付質問書として定式化されている。ここではその中から、ラ・アーク周辺の放射能汚染の実態が提起するもの、及びガラス固化体と固化過程の問題に重点をおいて具体的に提示したい。とりわけ、ラ・アークの鏡に映し出された六ヶ所周辺の将来の姿によって、知事の責任が明確にクローズアップされてくる。

六ヶ所再処理の本格運転にストップをかけることは、プルサーマルや「もんじゅ」推進の目論みにも冷水を浴びせることになり、逆もまた成り立つ。全国の運動は、核燃料サイクルという名の危険なプルトニウム利用と核廃棄物の泥沼への道に進むのを阻止するために、連携し力を合わせて闘おう。安全協定の締結を許さないために、創意をもってさまざまな行動を起こそう。

1. ラ・アーク周辺の放射能汚染の実態は青森県の安全予測に強い疑問を呈している

青森県はアクティブ試験開始を前にした昨年(2006)2月7日に、六ヶ所再処理工場が本格運転すれば農産物などからどれだけの放射能が検出されるかという予測値を公表した。知事はこの安全評価に基づいてアクティブ試験を容認したが、その予測値はラ・アークの実態に照らせば余りにも過少評価であることが以下で明らかになる。

県の予測（「原子力施設環境放射線等監視評価会議監視委員会」資料中の資料2・表1及び「添付」・別表1）では、農産物1kgあたりに含まれる炭素14は、精米で90Bq、葉菜で5Bq、根菜から20Bqとなっている。しかし、炭素14以外の核種は検出限界以下である。炭素14は年代測定に使われるなど自然界にも存在しており、それがあがる程度増えるだけだというのが県の安全判断だ。この評価は、基本的に日本原燃の計算方式に基づいてはいるが、青森県が自ら予測したもので、アクティブ試験を容認した安全判断の独自の根拠をなしている。それゆえこの予測に知事は責任をもたねばならないのは当然である。

ところが、この甘い予測に対する強烈な疑問がラ・アーグ周辺の実測値からもたらされた（2006年10月発行のGRNC2004年報告書）。放射性のセシウム137は青森県の計算では検出限界以下であるが、ラ・アーグ周辺の葉菜、根菜及び牛乳からは実際に検出され、その平均濃度は県の予測値のそれぞれ3.4倍、78.7倍及び1.9倍である。逆に県予測はラ・アーグの実測値のそれぞれ2.9%、0.13%及び5.3%という過少評価になっている（詳細は10頁）。

さらに、セシウム137の放出量の違いを考慮すれば、この差は格段に大きくなる。事実、ラ・アーグでの気体状セシウム137の年間放出量（実績）は、たいていは10万Bqのオーダーで推移したが、2003年の1,580万Bqが最大値になっている。これに対し、六ヶ所再処理工場からの予測値は11億Bqだから、最小でもラ・アーグのおよそ100倍近くある。この放出量の差を考慮すれば、実質的な県の予測値は、前記の比率の約100分の1以下になる。すなわち根菜の場合、県はラ・アーグ実測値のせいぜい10万分の1しかセシウム137が蓄積しないと予測していることになる。しかも、県は再処理工場の稼働期間40年間の半分、つまり20年間分の土壌への蓄積は考慮したと資料で述べているのである。

また、牛乳中のストロンチウム90で見ると、ラ・アーグの実測値は県の予測値の3,825倍もある。残念ながら気体状ストロンチウム90の放出量データがラ・アーグの資料にないので、放出量の違いを考慮した比較はできない。

ラ・アーグでの実態は、六ヶ所周辺の近い将来の姿を如実に映し出している。実測値は否定しようがないのだから、この事実は、県の予測計算方法に根本的な欠陥があることを示している。このような誤った予測に基づいてアクティブ試験を容認した知事の責任が厳しく問われて当然である。まして知事は、今年7月19日の「『攻めの農林水産業』推進大会」において、「なによりも基本である、日本一健康な土、日本一いい水による安全・安心で高品質な青森産品づくり、これを一層強化したい」と基調講演で語っている。ラ・アーグ周辺の土壌からはプルトニウムを含むほとんどあらゆる種類の恐ろしい核種が実際に検出されている。このような土のどこが「日本一健康」なのか。知事が本当に攻めの農業の立場に立つのであれば、再処理の容認など絶対にできないはずである。

❖ 2. ガラス固化体と高レベル濃縮廃液をめぐるジレンマ

ガラス固化体のもって行き場がないこと、ガラス固化体をつくる技術が未熟であることから、ガラス固化体と高レベル濃縮廃液をめぐるジレンマが生じている。

（1）ガラス固化体は持って行き場がない

ガラス固化体の最終処分場が青森県内におかれることは認めない、これが青森県の基本的な立場である。それなら、もし県外のどこにも最終処分場の引き受け手がなければ、ガラス固化体の製造自体を止めるしかないことは自明である。

ところがいま、最終処分場とはどのようなものか、とりあえず勉強会をやるとういう動きが県内の東通村でおこり波紋を呼んでいる。この動きに対し、知事は県内全市町村長に「最終処分場

は受け入れない」との方針を記した12月14日付の文書を送付している。また、県漁連は風評被害を招くとして最終処分場の県内誘致に反対を決議した。この県漁連の意思は普遍的な意思と見なすべきである。青森県内で拒否するような危険なものを、他県が容易に受け入れるはずがないし、事実、滋賀県余呉町、高知県東洋町と続く拒否の動きがそのことを如実に示している。この現実を直視すれば、再処理の本格運転は認めないことしか県に選択の余地はない。

この状況では、ガラス固化体がいつまでも青森県内の貯蔵施設に置かれたままになる危険性がある。この点、海外から返還されたガラス固化体については、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに関する安全協定で次のように定められている。まず第1条で「一時貯蔵」が明記され、第3条で「(一時貯蔵については)貯蔵管理センターに受け入れた日から30年間から50年間とし、丙(日本原燃)は管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする」と規定されている。ところが、六ヶ所再処理工場で製造されるガラス固化体については、貯蔵期間が現行安全協定に何も規定されていない。それゆえ、新たな安全協定ではガラス固化体の貯蔵期間を明記する問題は避けられないし、副知事はそのような意向であると報道されている。その際、貯蔵期間は何年とするか、その現実性はどうかなどが議論にならざるを得ない。

再処理工場のガラス固化体貯蔵施設の容量は、予定の建屋がすべて建設されたとして8,235本である。年800トンの再処理によって1千本の固化体が製造されるのだから、ほぼ8年で満杯となる。しかし、8年先にガラス固化体の地層処分場が始まる見込みはまったくない。仮に本格運転の当初から800トンの再処理を始めたとすると、30年間貯蔵するためには3万本分の貯蔵施設が必要になるが、それはいま予定されている貯蔵施設の3.6倍にもなる。このような施設の増設を青森県は次々と容認していくつもりだろうか。ガラス固化体の引き受け先がなければ、膨大な量が安全性の保証もないまま県内に長年放置される危険性が生じる。

(2) 超長期の地層処分に耐えられるというガラス固化体の品質保証はあるのか

ここにもう一つ、ガラス固化体の品質をめぐる問題が生じている。それはまずイギリスBNFL社における内部告発によってもたらされた。まともなガラス固化体を製造するためにはガラス材の温度を1,100以上にしなければならないが、それより低い1,050以下の温度で製造され、黄色の放射性粉末の塊が形成され、長期間の地層処分に耐えられないという(内部告発文書)。この件はイギリスの新聞ホワイトヘブンニュースとインディペンデントによってそれぞれ2005年9月と10月に報道されている。この告発内容の真偽のほどは確かめようがないが、少なくとも、ガラス固化体の品質はどのような公的機関によって確認されているのかが問題になる。イギリスからは2008年度以降にガラス固化体が返還されてくることになっているが、もし欠陥品が混ざっていて長期貯蔵に耐えられなくなると、その風評だけで、ただでさえ引き受け手のないガラス固化体を引き受けるところはどこもなくなるだろう。

さらに、イギリスからの中低レベルの廃棄物は「等価の」高レベルガラス固化体に置き換えて返還したい(スワッピング)とイギリスから申し入れがあり、政府レベルではこれを容認した。ところが青森県と六ヶ所村は再処理の本格稼動を優先するなどのため返事を先延ばしにしている。今年の12月中にイギリスに返事をしなければ電事連がある種の賠償金を支払わねばならないことについて、六ヶ所村長は自分の責任範囲ではないという態度である。

スワッピングによるものであろうがなからうが、イギリスから返還される高レベルガラス固化体の公的機関による品質保証がどうなっているのか明らかでない。イギリス政府の核施設検査局(NII)は品質に関与していないことを表明している。日本原燃が受け入れる際の検査項目では黄色相の有無までは分からない。公的機関による明確な品質保証がないのに、青森県としていわく付の固化体を受け入れることができるのだろうか。

(3) 六ヶ所再処理工場におけるガラス固化の困難

それどころか、現在進行中のアクティブ試験における六ヶ所ガラス固化過程でも、「温度の不安定」が起きたという。そのために第4ステップでいったん終了したはずのガラス固化溶融炉の運転操作試験を、第4ステップ内で再開するばかりか第5ステップでも行うことにしたという。「温度の不安定」が具体的に何を意味するのかは隠されたままであるが、東海村での試験過程の事実からは十分に予測されたことである。要するに、硝酸に溶けずに析出した白金族を電流がバイパスするために、ガラス材に流れる電流が減り、それだけガラス材の温度が上がらないという現象が起きるのだ。もしそうなら、イギリスの内部告発で示されたのと同様の欠陥ガラス固化体が製造された疑いが生じてくる。欠陥ガラス固化体はいったいどう処理するのだろうか。

また、日本原燃の発表によれば、試験過程の変更として、第5ステップでせん断する予定であったBWR燃料160トン(約909体)のうち60トン(約341体)分を第4ステップに前倒しするという。BWR燃料の場合、1体のせん断に1時間かかるので終了までに341時間(14日余り)かかる。この分のせん断は12月17日18時頃に開始されたので、いくら順調に行っても年内に終了するのは無理である。実際、1日当たり24体よりは遅いペースでしか進んでいない。

それより問題は、なぜせん断を前倒ししたのか、その理由である。公表理由は、ガラス固化のテストをするのに使用する高レベル濃縮廃液が不足するためだという。これはまったく不可解な理由だ。なぜなら、これまでのアクティブ試験の過程で270トンがせん断されているので、すでに300本以上のガラス固化体を製造するだけの高レベル濃縮廃液が蓄積されているはずである。アクティブ試験では百数十本のガラス固化体をつくとされていることから、せん断を前倒ししなくても十分な廃液があるはずだ。

最もあり得る理由は、第4ステップが予定より延びるが、どうしても2月中に試験を終えるというスケジュールを優先するため、せん断を前倒しにする必要があったことだろう。それとも日本原燃のいうとおりであれば、欠陥ガラス固化体が多数できたためか、あるいは、イギリスで現に起こっているように高レベル廃液を濃縮する過程でつまづいたかのどちらかであろう。

いずれにせよ、強引に始めたぶっつけ本番のガラス固化過程で、恐れていたとおりに問題が起こったという印象はまぬがれない。ガラス固化がうまく行かなければ、高レベル廃棄物が安定な固体ではなく、超危険な液体状態で溜まることになる。冷却に失敗すれば自らだす熱で沸騰して容器を壊し、放射線による水の分解で発生する水素の強制排気に失敗すれば水素爆発を起こす(12頁参照)。未熟なガラス固化過程を抱えたままの運転はきわめて危険である。その危険からまぬかれるためには、高レベル廃液の発生をとめるために再処理をとめるしかないのは明らかである。

3. 反プルサーマル運動は六ヶ所再処理運転反対の闘いと連携しよう

11月26日の定例記者会見で関西電力社長はとつぜんプルサーマルの再開に向けて準備を開始すると表明したと報道された。その動機には六ヶ所再処理工場が本格運転を始めることが入っていた。関電のプルサーマル推進は、コジエマ社との本契約を前にした2004年8月の美浜3号機事故で停止していたが、その停止の理由は関電の安全管理体制に欠陥があるからというものだった。そして、今年は特にトラブル続出で、安全管理体制が改善されたとはとても言えない状況にある。それにもかかわらず、プルサーマルを推進できる条件が整ったと関電は判断したのだろうか。当会とグリーン・アクションは直ちに11月28日に福井県に飛んで、知事に対し再開に同意しないようとの申し入れを行った(詳しくは6頁参照)。

ところが、社長の記者会見後、まるで老朽炉がいつせいにプルサーマル推進に抗議するかのようトラブルが一挙に噴出し、プルサーマル推進に水をさしている。この状況で、当会とグリー

ン・アクションは再び12月19日に福井県に申し入れを行った。老朽炉の安全管理をめぐる問題と耐震問題をわれわれが前にだして闘えば、そう簡単にプルサーマルを進めることは難しくなる。カギは福井県の姿勢にかかっており、当面は厳しい綱引きが続くであろう。

われわれは関電のプルサーマル再開の動きを封じこめるために力を注ぎ、そのためにも六ヶ所再処理工場の運転に反対する。困難ではあるが両方の運動の活力が互いに高めあうよう工夫をこらして進みたい。九州でも反プルサーマル運動を再構築しようとしている。九電、四電でも中部電力でも、老朽問題が必ず顕在化して問題になるし、耐震問題は共通に存在している。「もんじゅ」の運転再開に反対する運動、耐震に関する新潟の運動と連携し、それら全体を六ヶ所再処理工場の本格運転反対に向けていこう。

4. アクティブ試験を許した青森県知事の責任を追及し、安全協定の締結阻止を目指そう

青森県知事が六ヶ所再処理のアクティブ試験を容認したことによって、大量の放射能が大気と海洋に放出され、19歳の若者がプルトニウムで内部被ばくするなどの事態が起きている(海洋放出は15頁)。耐震性の問題も新たに浮上している(14頁参照)。他面では、この過程で放射能汚染を憂慮する人々が、三陸沿岸で、消費者運動で、さらには映画を通じて全国に広がっている。下北から三陸にかけて直接放射能被害を受ける立場からの質問書が12月17日に青森県に提出された。安全協定阻止の署名が青森県内の運動から全国に呼びかけられている。いまは再処理をとめるために実際に行動を起こすときである。

その具体的な目標は、新たな安全協定に知事が署名するのにストップをかけることである。いろいろな立場の人々が、自らの意思を知事と県会議員、六ヶ所村長と村会議員に有効に伝える具体的な手段を創意工夫によって見出す必要がある。たくさんの小さなグループが実際に青森にかけ、要望書を次々と県や村や議員一人ひとりに渡し意思を伝えることもありうるだろう。

まずは、学習と議論を通じて基本的な問題点を把握しよう。そのための一助として、「再処理とめよう！全国ネットワーク」の県知事宛質問書と付属資料及び当会作成の参考説明資料を役立てていただければと思う。学習会というよりは、参加者全員による率直な議論を通じて具体的な行動方針を見出す場にすることが重要だろう。

「再処理とめよう！全国ネットワーク」は、質問書への回答期限を1月11日に設定し、1月15日に説明と議論の場をもつよう県に要請している(9頁参照)。それについては「検討させていただきたい」との返答だった。その時期には適切な行動を編み出すことが必要になるだろう。

ラ・アークの実態に照らして県の過小評価を問題にする方向は、すでに青森県内で強い関心を引き起こし、具体的な動きとなって広がりつつある。とりわけ多くの農業者の中から農産物の汚染を憂慮する声が改めて上がれば、県としてもそれを一概に無視することはできないであろう。また、三陸では、やはりラ・アーク周辺における海産物の汚染に照らして、岩手県知事などに声を出すよう促すことができる。日本原燃は放射能は海水で薄められるというが、ラ・アーク周辺の実態からはそれが必ずしも成り立たないという事実が提供されている。消費者としても、やはりラ・アーク周辺の食材汚染の実態を踏まえて、青森県知事が真に農業を守る立場を貫くよう要請することができる。サーファーは海を愛する気持ちから放射能汚染に心底反対している。子どもの生命と健康を案じ、そのためになんとしてもきれいな環境を守りたいという母親の強い気持ちは、普遍的な意思として知事の心をも揺さぶるに違いない。

そのような新たな県内の動きと全国のさまざまな運動は連携して、安全協定締結阻止のために具体的な行動を起こそう。